

新規上場申請のための四半期報告書

(第14期 第1四半期)

自 2022年8月1日
至 2022年10月31日

株式会社売れるネット広告社

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】 2023年9月19日

【四半期会計期間】 第14期第1四半期(自 2022年8月1日 至 2022年10月31日)

【会社名】 株式会社売れるネット広告社

【英訳名】 Ureru Net Advertising Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 加藤 公一レオ

【本店の所在の場所】 福岡県福岡市早良区百道浜二丁目3番8号

【電話番号】 092-834-5520

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 植木原 宗平

【最寄りの連絡場所】 福岡県福岡市早良区百道浜二丁目3番8号

【電話番号】 092-834-5520

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 植木原 宗平

目次

| | 頁 |
|---|----|
| 第一部【企業情報】 | 1 |
| 第1【企業の概況】 | 1 |
| 1【主要な経営指標等の推移】 | 1 |
| 2【事業の内容】 | 1 |
| 第2【事業の状況】 | 2 |
| 1【事業等のリスク】 | 2 |
| 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 | 2 |
| 3【経営上の重要な契約等】 | 3 |
| 第3【提出会社の状況】 | 4 |
| 1【株式等の状況】 | 4 |
| 2【役員の状況】 | 6 |
| 第4【経理の状況】 | 7 |
| 1【四半期財務諸表】 | 8 |
| 2【その他】 | 11 |
| 第二部【提出会社の保証会社等の情報】 | 12 |

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第14期 第1四半期 累計期間 | 第13期 |
|---------------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 会計期間 | 自 2022年8月1日 至 2022年10月31日 | 自 2021年8月1日 至 2022年7月31日 |
| 売上高 (千円) | 242,701 | 843,801 |
| 経常利益又は経常損失 (△) (千円) | 34,677 | △67,008 |
| 四半期純利益又は当期純損失 (△) (千円) | 23,258 | △52,911 |
| 持分法を適用した場合の投資利益 (千円) | — | — |
| 資本金 (千円) | 10,000 | 10,000 |
| 発行済株式総数 (株) | 3,000,000 | 3,000,000 |
| 純資産額 (千円) | 552,995 | 529,736 |
| 総資産額 (千円) | 841,156 | 879,647 |
| 1株当たり四半期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円) | 7.75 | △17.63 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円) | — | — |
| 1株当たり配当額 (円) | — | — |
| 自己資本比率 (%) | 65.7 | 60.2 |

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
4. 当社は、第13期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第13期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期累計期間における当社の財政状態、経営成績(以下、「経営成績等」という)の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

(資産)

当第1四半期会計期間末の資産合計は、前事業年度末と比べ38,490千円減少し、841,156千円となりました。これは主に、ソフトウェア仮勘定が3,687千円、流動資産のその他が6,902千円増加した一方で、債務の支払い等により現金及び預金が24,333千円、売掛金が3,445千円、投資その他の資産が12,034千円減少したことによるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末の負債合計は、前事業年度末と比べ61,749千円減少し、288,161千円となりました。これは主に、買掛金が56,356千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末の純資産合計は、前事業年度末と比べ23,258千円増加し、552,995千円となりました。これは四半期純利益の計上により利益剰余金が23,258千円増加したことによるものであります。なお、自己資本比率は65.7%となっております。

② 経営成績の状況

当第1四半期累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け依然として厳しい状況にあるものの、各種政策の効果や経済活動の段階的な再開に伴って、持ち直しの動きが続くことが期待されております。

国内EC市場規模は2020年20兆円から2026年には29兆円に拡大（「ITナビゲーター2021年版」発表データ）が予想されており、国内外においてEC市場規模は急速に拡大しております。

一方、WEBマーケティング広告における「不当商品類及び不当表示防止法（景表法）」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）」の規制は厳しさを増しており、より慎重な広告表現が求められる状況です。保守的な広告表現への見直しによって広告効率が悪化する場合がありますが、当社では、これらの法規制等を遵守しながら、A/Bテストを繰り返し、広告効率の向上に努めております。

このような環境の中で、クラウドサービスにおいては、売れるD2Cつくるクライアント数は2022年10月末時点で154社と2022年7月末150社からは微増となりました。

マーケティング支援サービスにおいては、既存大口取引先の取引金額が一部減少し減収となっております。

費用面としましては前期はオフィス移転・拡張等、積極的な投資を行っていましたが、当第1四半期は投資の選択と集中を行うことで販売管理費は138,773千円となりました。

以上の結果、売上高は242,701千円、営業利益は30,990千円、経常利益は34,677千円、四半期純利益は23,258千円となりました。

なお、当社はD2C(ネット通販)向けデジタルマーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の経営成績に関する記載は省略しております。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針、経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 12,000,000 |
| 計 | 12,000,000 |

② 【発行済株式】

| 種類 | 第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2022年10月31日) | 提出日現在 発行数(株) (2023年9月19日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|---|---------------------------------|------------------------------------|---|
| 普通株式 | 3,000,000 | 3,000,000 | 非上場 | 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 |
| 計 | 3,000,000 | 3,000,000 | — | — |

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第8回新株予約権

| | |
|--|--|
| 決議年月日 | 2022年10月24日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 1 当社従業員 41 |
| 新株予約権の数(個) ※ | 97,420(注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※ | 普通株式97,420(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) ※ | 622(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 ※ | 2024年11月1日～2032年10月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※ | 発行価格 622 資本組入額 311 |
| 新株予約権の行使の条件 ※ | 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※ | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※ | (注)3 |

※ 新株予約権の発行時(2022年10月31日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、又は株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、注) 2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、注) 2で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

本新株予約権の内容に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の内容に準じて決定する。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|---------------------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 2022年8月1日～ 2022年10月31日 | — | 3,000,000 | — | 10,000 | — | — |

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年10月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-------------------|----------|--|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式(自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式(その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式(自己株式等) | — | — | — |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 3,000,000 | 30,000 | 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 |
| 単元未満株式 | — | — | — |
| 発行済株式総数 | 3,000,000 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 30,000 | — |

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間(2022年8月1日から2022年10月31日まで)及び第1四半期累計期間(2022年8月1日から2022年10月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2022年7月31日) | 当第1四半期会計期間 (2022年10月31日) |
|-----------|-----------------------|-----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 169,751 | 145,417 |
| 売掛金 | 223,427 | 219,982 |
| その他 | 87,067 | 93,969 |
| 貸倒引当金 | △11,868 | △12,110 |
| 流動資産合計 | 468,377 | 447,258 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 197,668 | 190,909 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 108,557 | 106,291 |
| ソフトウェア仮勘定 | 31,582 | 35,269 |
| 無形固定資産合計 | 140,139 | 141,560 |
| 投資その他の資産 | ※ 73,461 | ※ 61,427 |
| 固定資産合計 | 411,270 | 393,898 |
| 資産合計 | 879,647 | 841,156 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 246,090 | 189,734 |
| 未払法人税等 | — | 35 |
| 賞与引当金 | — | 3,696 |
| その他 | 99,870 | 91,172 |
| 流動負債合計 | 345,961 | 284,638 |
| 固定負債 | 3,949 | 3,522 |
| 負債合計 | 349,910 | 288,161 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 10,000 | 10,000 |
| 利益剰余金 | 519,736 | 542,995 |
| 株主資本合計 | 529,736 | 552,995 |
| 純資産合計 | 529,736 | 552,995 |
| 負債純資産合計 | 879,647 | 841,156 |

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

| | 当第1四半期累計期間 (自 2022年8月1日 至 2022年10月31日) |
|--------------|--|
| 売上高 | 242,701 |
| 売上原価 | 72,938 |
| 売上総利益 | 169,763 |
| 販売費及び一般管理費 | 138,773 |
| 営業利益 | 30,990 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 0 |
| 受取手数料 | 3,687 |
| 営業外収益合計 | 3,688 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 1 |
| 営業外費用合計 | 1 |
| 経常利益 | 34,677 |
| 税引前四半期純利益 | 34,677 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 35 |
| 法人税等調整額 | 11,383 |
| 法人税等合計 | 11,418 |
| 四半期純利益 | 23,258 |

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

※ 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

| | 前事業年度 (2022年7月31日) | 当第1四半期会計期間 (2022年10月31日) |
|----------|-----------------------|-----------------------------|
| 投資その他の資産 | 857千円 | 3,341千円 |

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

| | 当第1四半期累計期間 (自 2022年8月1日 至 2022年10月31日) |
|-------|--|
| 減価償却費 | 17,245千円 |

(セグメント情報等)

当第1四半期累計期間(自 2022年8月1日 至 2022年10月31日)

【セグメント情報】

当社の事業はD2C(ネット通販)向けデジタルマーケティング支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当第1四半期累計期間(自 2022年8月1日 至 2022年10月31日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はD2C(ネット通販)向けデジタルマーケティング支援事業の単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益の分解情報については、以下のとおりサービス別に記載しております。

(単位:千円)

| サービスの名称 | 内容 | 外部顧客への売上高 |
|----------------------------|--------------|-----------|
| ネット広告/ランディングページ特化型クラウドサービス | 売れるD2Cつくる | 79,855 |
| | 売れるネット広告でざいん | 37,013 |
| | 売れるネット広告こんさる | 16,266 |
| マーケティング支援サービス | | 109,567 |
| | 合計 | 242,701 |

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 当第1四半期累計期間 (自 2022年8月1日 至 2022年10月31日) |
|-------------------|--|
| 1株当たり四半期純利益 | 7.75 |
| (算定上の基礎) | |
| 四半期純利益(千円) | 23,258 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | — |
| 普通株式に係る四半期純利益(千円) | 23,258 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 3,000,000 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年9月11日

株式会社売れるネット広告社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

増村正之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

只隈洋一

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社売れるネット広告社の2022年8月1日から2023年7月31日までの第14期事業年度の第1四半期会計期間（2022年8月1日から2022年10月31日まで）及び第1四半期累計期間（2022年8月1日から2022年10月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社売れるネット広告社の2022年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上